

高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における
県税の課税免除に関する条例施行規則について

R 3. 8. 31
高知県総務部税務課

○趣旨

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則が全部改正され、高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）の施行に伴い、課税免除の適用を受ける場合の届出の方法及び届出を受けた場合の通知等、条例の施行に際し必要な事項等を定めるものです。

○様式

- 第1号様式 不動産取得税課税免除届出書
- 第2号様式 課税免除の要件等に関する明細書
- 第3号様式 不動産取得税課税免除決定通知書

○施行期日

公布の日